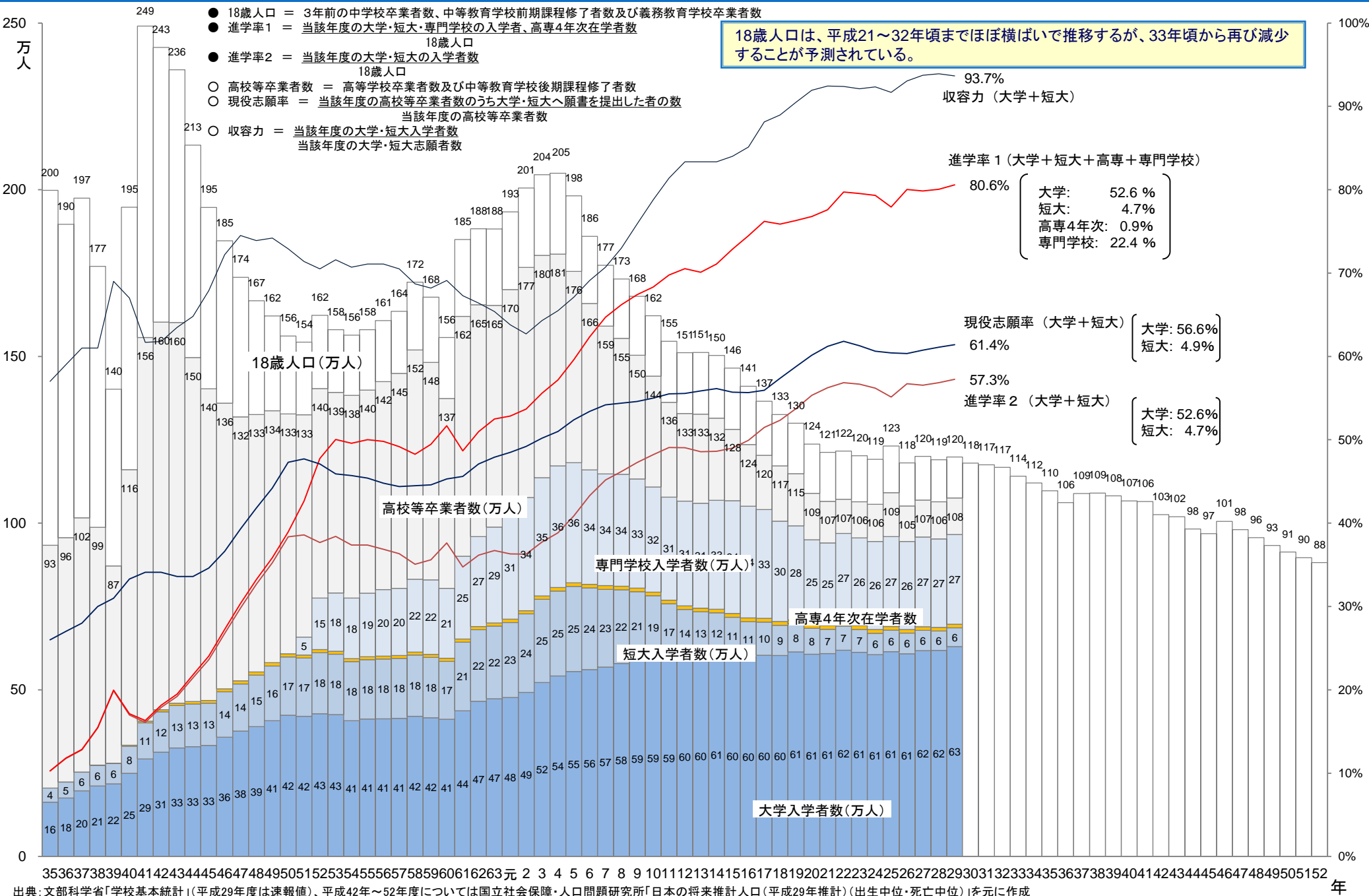


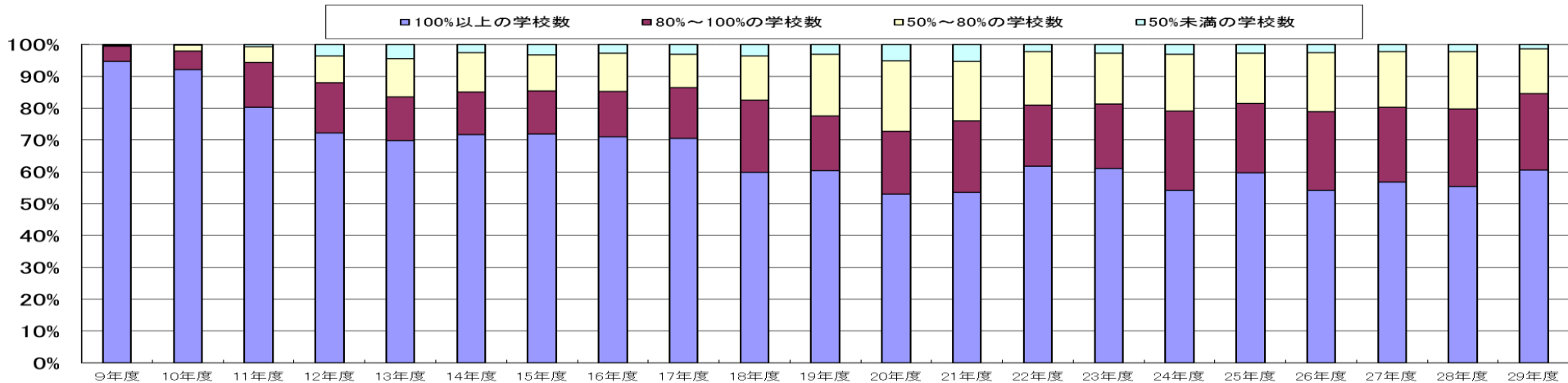
18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



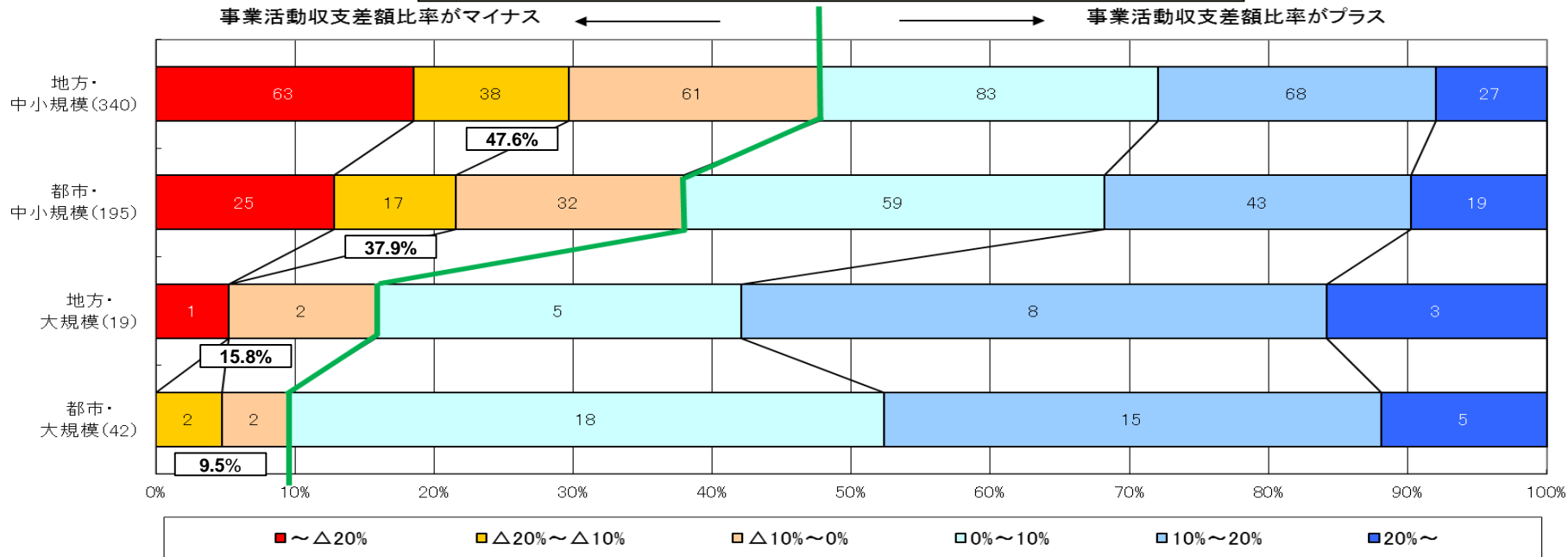
出典：文部科学省「学校基本統計」(平成29年度は速報値)、平成42年~52年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立大学の経営状況について

私大の約4割が入学定員未充足



地方中小私大の収支状況は約半数が赤字傾向



「私立大学等の振興に関する検討会議」の開催について

1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

2. 検討事項(例)

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

3. 検討スケジュール

- 28年4月13日に第1回会議開催。
- 29年5月に最終とりまとめ。

4. 委員構成

※詳細は、別紙参照

- 座長:黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 大学関係者、学識経験者、企業関係者、公認会計士等により構成
- 合計20名

私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）

- ・ 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- ・ 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

環境 の 変化

- ・ 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ・ ユニバーサル化による大学数の増加
- ・ 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI, IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。

私立大学に求められる教育研究

① 高等教育にふさわしい質の確保

- ・ ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化

② 私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長

- ・ 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組
- ・ 社会的な要請に的確に対応した教育の提供
- ・ グローバル化や社会人の学び直しの推進
- ・ 自治体や産業界との連携と支援の獲得

ガバナンスの強化

学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる

- ・ 理事会機能の実質化・実効性の確保
- ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
- ・ 監事の牽制機能の実効性確保
- ・ 分かりやすく開かれた情報公開の推進
- ・ 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進

経営力強化と支援

18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化

- ・ 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
- ・ 経営の幅広い連携・統合や国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
- ・ 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
- ・ 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援

等

財政基盤の在り方の工夫・見直し、必要な制度改正・規制の緩和

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ

「学校法人制度改善検討小委員会」の開催について

1. 趣旨

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」を受け、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。

2. 検討事項

- ガバナンス体制の強化について
- 学校法人の経営の強化について
- 学校法人の破綻処理手続きの明確化について
- 学校法人の情報公開の推進について
- 学校法人の自律的なガバナンスの改善に向けた方策について
- その他

3. 検討スケジュール

- 11月14日に第1回会議開催予定。
- 平成30年夏を目途に「学校法人制度の改善策について」を大学設置・学校法人審議会学校法人分科会へ報告予定。

4. 委員構成

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長
浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
大河原遼平	弁護士
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
高祖 敏明	学校法人上智学院理事長
近藤 彰郎	学校法人八雲学園理事長
佐野 慶子	公認会計士
田中 雅道	全日本私立幼稚園連合会副会長・光明幼稚園園長
西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹・学校法人就実学園理事長
座長 日高 義博	学校法人専修大学理事長
水戸 英則	学校法人二松学舎理事長

(五十音順敬称略計11名)
(職名は平成29年10月1日現在)

平成30年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

※『平成30年度税制改正大綱』（平成29年12月14日）等に基づき作成

要望が認められたもの

- 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充【法人税等】
- 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】
- 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】
- 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税】
- 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

(参考)その他要望していたもの

☆：検討事項として大綱に明記されたもの

※：長期検討とされたもの

- ☆○ ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】
- ※○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】
- 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化【所得税等】

私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化 [所得税等]

要望内容

私立学校等に対する寄附(※)に係る寄附金控除の手続きを年末調整の対象とする。

※私立学校等に対する寄附…学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人、準学校法人、国立大学法人、公立大学法人に対する寄附

寄付者

【確定申告】

- ・確定申告書類の作成
- ・申告書類等の税務署への提出（持参又は郵送）又は電子申請



【年末調整】

- ・職場にて控除等申告書に記入・提出

背景・現状

- 学校法人等の経営環境を安定させ、時代に即した質の高い教育研究を行うためには、学納金収入のみに頼らない多様で強固な財政基盤の確立が不可欠であり、積極的な寄附金の獲得が必要
- 確定申告は手続的に煩雑であり、特に少額寄附者にとっては控除額に比して確定申告にかかるコスト・負担が大きく、税制優遇の効果を低減
- 学校法人への寄附の件数・金額は増えつつあるが、特に小規模な学校法人においては税額控除制度等の一層の活用が求められる状況

【H27年度の個人現金寄附額】： 60,618百万円

目標・効果

- ・寄附者の控除手続に係る負担の軽減
⇒私立学校等への寄附に係る税制優遇の効果を最大限に発揮
⇒少額寄附を中心に私立学校等への寄附が増加
- ・私立学校等に対する広く社会からの支援を実現

【減収見込み額】： なし
(新たに減税措置を行うものではないため)

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る非課税特例措置適用の承認手続きの簡素化について

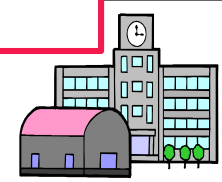
非課税の承認手続きが簡素化される特例の対象資産は土地・建物のみだったが、**株式を新たに追加。**

寄附者



土地・建物などの
現物寄附

学校法人



寄附時に取得価額より値上がりしていれば、譲渡所得が生じたものとみなされ、本来であれば寄附者に課税される

学校法人等への寄附の場合には、国税庁長官の承認により、**非課税に**

ただし、教育に2年間使っていることの証明などの要件が厳しく、承認までには長い時間と労力が必要

一定の要件を満たした場合には、承認手続きを大幅に簡素化

基本金に組み入れる場合、資産を売却し、売却益で別の資産（土地⇔株式）を取得することが可能に。

- 【承認手続きの簡素化特例の要件】
- ① 寄附者が寄附先の学校法人の理事等でないこと
 - ② 寄附された財産が学校法人会計基準の**基本金に組み入れられること**
 - ③ ②に関する理事会の決定があること 等

- 【承認手続きの簡素化】
- ① **手続に要する時間の大幅な短縮（2年→1～2ヶ月）**
 - ② **提出書類の削減（11種類→5種類）**

☆平成29年度改正：特例の対象を大臣所轄学校法人だけでなく知事所轄学校法人にも拡大。

☆平成30年度改正：特例の対象資産について、土地・建物に加えて株式を新たに追加。

基本金に組み入れる場合、資産の構成の組み換えが可能に。

特例の対象をすべての学校法人に拡大し、対象となる資産も拡大
寄附の促進による教育環境のさらなる充実へ

○ 学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(文部科学省告示)」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の審査を以下の観点で行っております。各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

(1) 管理運営関連

【主な指摘例】

- ①理事会(長)が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用その他適切な方法による財務情報の公開がされているか。

(2) 財務関連

【主な指摘例】

(設置計画(設置経費、財源))

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

(財務状況・財政計画)

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

(学生確保の見通し) ※審査の観点が変更されています。

- ①学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているかどうか。
- ②学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出してください。

【変更が認められる例】

<申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)>

- ① 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により、設置経費が変更となる例
- ② 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

<設置計画の変更協議手続き等(認可後、完成年度までの間の手続き)>

- ① 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- ② 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- ③ 道路等の付け替え 等

※ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。

(内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。)

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

→H29.10.2付(29文科高第581号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

⑥ その他

（学生確保の見通しにかかる調査）

- ◇ 学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

1. 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）学校法人の管理運営上必要な諸規程の例
2. 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果
3. 高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
 - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
(入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。)
 - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。
4. 申請書に添付する「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」は大学設置室への申請書類とは書類の項目が異なります。

「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

平成29年9月11日
人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究(リンダ・グラットン¹の著書「ライフシフト」で引用されている研究)を元によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めていきたい。
- ◇こうした超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」。

人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ① 全ての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、そして、何歳になっても学び直しができるリカレント教育
- ② これらの課題に対応した高等教育改革※
※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられないのではないか。
- ③ 新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化※、そして多様な形の高齢者雇用
※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④ これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ改革していく。

- ◇年内に中間報告をとりまとめ、政策パッケージも盛り込んだ基本構想を、来年前半には打ち出す。

議員リスト

- ・議長 内閣総理大臣
- ・議長代理 人づくり革命担当大臣（議事進行）
- ・副議長 文部科学大臣
厚生労働大臣
- ・構成員 副総理 兼 財務大臣
内閣官房長官
女性活躍担当大臣
一億総活躍担当大臣
経済産業大臣
- ・有識者議員
 - 三上洋一郎 (19) 慶應義塾大学2年生、株式会社GNEX代表取締役CEO
 - 米良はるか (29) READYFOR株式会社代表取締役CEO
 - 品川泰一 (39) 株式会社ユーキャン代表取締役社長
 - 宮本恒靖 (40) 現ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
 - 宮島香澄 (51) 日本テレビ報道局解説委員
 - 神津里季生 (61) 日本労働組合総連合会会長
 - リンダ・グラットン(Lynda Gratton) (62) 英国ロンドンビジネススクール教授
 - 高橋進 (64) 日本総合研究所理事長
 - 樋口美雄 (64) 慶應義塾大学商学部教授
 - 松尾清一 (66) 名古屋大学総長
 - 鎌田薫 (69) 早稲田大学総長
 - 榊原定征 (74) 日本経済団体連合会会長
 - 若宮正子 (82) ゲームアプリ開発者

・必要に応じて、有識者等と呼ぶことができる。

安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月)による財源を活用し、新たに生まれる1.7兆円程度を、教育の無償化措置(※)の実行等に充当

※現行消費税法の規定する使途に基づき、少子化対策としての位置付け

幼児教育

- **3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化**
※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度の利用者負担額を上限
※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲については、来年夏までに結論
- **0歳～2歳児は、当面、非課税世帯を対象として無償化**

⇒ 2020年4月から無償化を全面的に実施(2019年4月から一部スタート)

高等教育

- **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子どもたちに限って無償化を実現**
 - ① **授業料の減免**：住民税非課税世帯の子どもたちに国立大学の授業料・入学金を免除、私立大学の場合、平均授業料の水準を勘案して一定額を加算
 - ② **給付型奨学金**：学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置
※支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちにも段階的に支援
- **支援対象について要件を設定**
 - ① **支援対象者**：高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。進学後の学習状況(単位数の取得、GPA、処分等)に応じ、一定の要件に満たない場合は支援を打ち切り
 - ② **対象大学等**：学問探究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象(実務経験のある教員による科目の配置、外部人材の理事の任命(一定割合超)、厳格な成績管理、財務・経営情報の開示)

⇒ 2020年4月から無償化を実施(詳細部分は検討を継続し、来年夏までに一定の結論)
併せて、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を強化し、大学進学を後押し
中間所得層のアクセスの機会均等について検討を継続(豪・HECS等を参考)

高等学校教育

- **年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現**

⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

リカレント教育

- **リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討**

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント①

新しい経済政策パッケージは「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化に立ち向かうべく取りまとめられ、平成29年12月8日閣議決定。「人づくり革命」に消費税を財源とする高等教育の無償化が含まれている。

1、基本的考え方

貧しい家庭の子供たちほど進学率が低いことを踏まえ、所得が低い家庭の子供たち、真に支援の必要な子供たちに限って無償化を実現。

2、具体的内容

(a) 授業料減免の拡充

- ◆ 交付先：大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」）
- ◆ 対象：住民税非課税世帯
- ◆ 免除額：
 - 国立大学…授業料全額免除
 - 私立大学…国立大学の授業料＋私立大学等の平均授業料の水準を勘案した一定額
- ◆ 1年次には入学金も免除（国立大学の入学金を上限とする）

新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント②

(b) 給付型奨学金の拡充

- ◆ 対象：住民税非課税世帯
- ◆ 給付額：学生生活を送るのに必要な生活費を賄える額

社会通念上常識的なものとする。例えば、日本学生支援機構「学生生活調査」の修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（同左）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上。娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上。

(c) 準じる世帯への措置等

- ◆ 支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供も段階的に支援
- ◆ 在学中の家計急変にも対応

3、支援対象者の要件

- ◆ 高校在学時の成績だけでなく、本人の学習意欲を確認
- ◆ 進学後、学習状況の一定要件（取得単位数、GPA、処分状況等）を充足しない場合、支援打ち切り

例：①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないとき
②GPAが下位4分の1に属するとき
→当該学生に大学等から警告。警告を連続で受けたときは支給を打ち切る
③退学処分・停学処分等を受けたとき →支給を打ち切る
その際、休学について一定の配慮を行う

4、大学等の要件

- ◆ 特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

- ◆ 具体的には下記を要件とし、これを踏まえたガイドラインを策定
 - ①実務経験のある教員による科目の配置
 - ②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること
 - ③成績評価基準^(※)を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること
 - ④法令に則り財務・経営情報を開示していること

①の例:(1)実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む)が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上(理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性の検証が必要)の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、(2)理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していること。

③※:成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」には、試験やレポート等による成績が90点以上、又は成績最上位20%程度であることが必要などと規定。

5、実施時期

- ◆ 2020年4月から
- ◆ 詳細については引き続き検討し、2018年夏までに一定の結論を得る

6、HECS等諸外国の事例を参考とした検討

大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS等、諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続

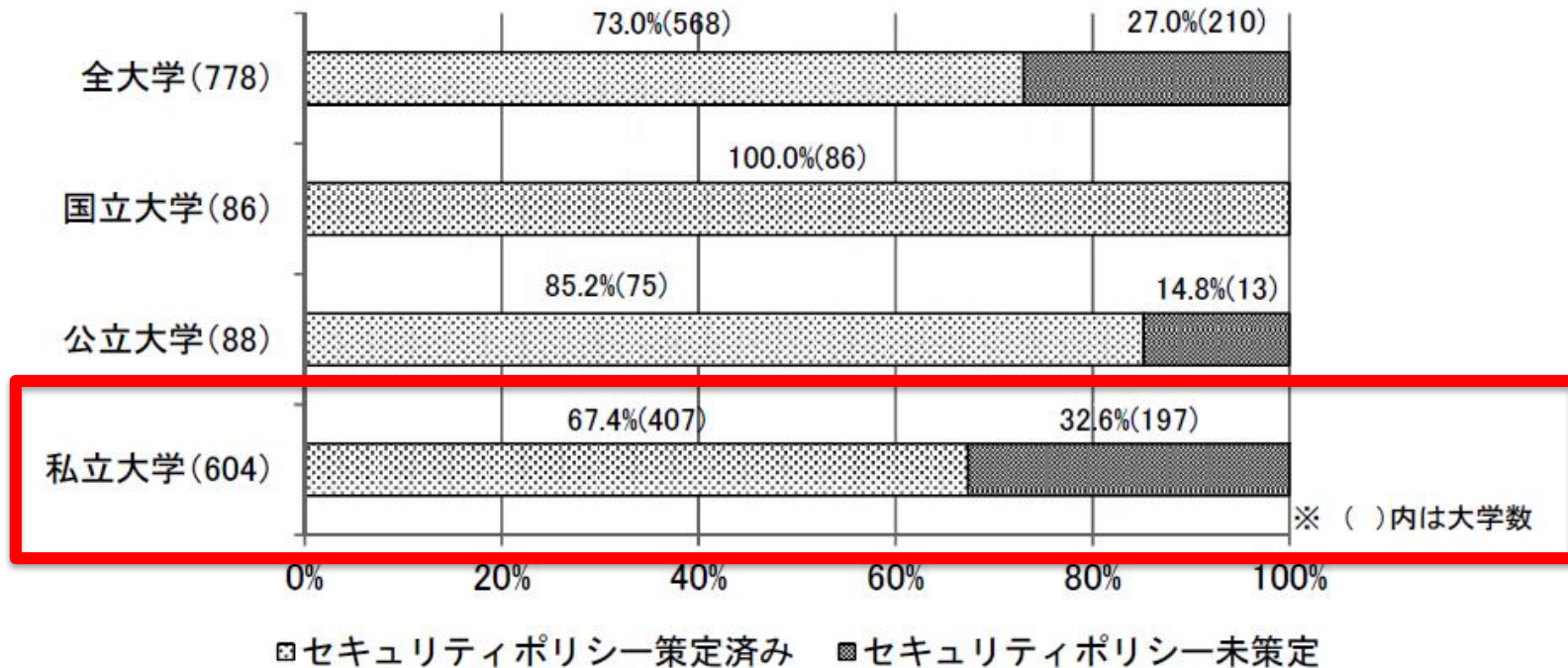
〔HECSとは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み。〕

私立大学における情報セキュリティポリシー策定状況

○ セキュリティポリシーは、国立大学では全大学で策定されているが、公立大学では13大学（14.8%）、私立大学では197大学（32.6%）が未策定である。

※昨年度の未策定校は213大学

・セキュリティポリシーの策定状況



出典: 平成28年度 学術情報基盤実態調査 概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/_icsFiles/afieldfile/2017/08/04/1383655_1.pdf

組織における情報セキュリティに対する考え方

- ① 大学の責務(教育・研究・社会貢献)の遂行には**情報基盤が不可欠**となっている。
- ② 公共性の高い大学において、**情報セキュリティ対策は社会的に求められるもの**であり、法人全体として組織的・計画的に取り組む必要がある。
- ③ 万一、不正アクセスによる個人情報や先端的な技術情報の漏洩といったセキュリティインシデントが発生した場合、**国民の権利侵害や業務遂行が困難になることで当該法人の信用失墜を招く**ほか、多くの関係者に多大な影響を及ぼすと想定される。
- ④ 各大学は、自身が所有する**情報それ自体を欲している(狙っている)者**、あるいは自身が所有する**情報資産を不正に利用しようとしている者**の存在を自覚する必要がある。
- ⑤ 保有する情報を漏えいさせない、また他機関への攻撃に利用させないためには、**情報セキュリティ関係規程を整備し、適正な情報管理を常に意識し続ける**必要がある。

情報セキュリティ向上の為に必要な事(1)

以下の事項は対策の基本です。
実施できていない場合は早急に対応願います。

- ① **情報セキュリティポリシーの策定**
(明確にしていないものは守りようが無い！)
- ② **最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置
と役割の明確化**(責任を持って事案を判断！)
- ③ **インシデント対応体制構築と対応手順の策定**
(CSIRT体制を構築し、危機管理を！)
- ④ **基本的対策の実施徹底**
(高度な対策を考える前に、基本的な対策を！)

情報セキュリティ向上の為に必要な事(2)

基本的なセキュリティ対策はできていますか？

【基本動作の徹底】

1. インシデント発生時の緊急連絡体制の整備・運用
2. サービス制限
 - ・不要なサービスは外部に公開しない(サービス停止、削除、ファイアウォール制限)
 - ・管理者ログインを伴うサービスは基本的に外部に公開しない。
もしくは、ログインIP等を制限する。
 - ・ログインできるアカウントを絞る・不要アカウントの削除。
 - ・機器やベンダ固有のサービスを確認し、不要なサービスを「すべて」OFFにする。
(注:ホームページなどを立ち上げていても気づかないことが多い)
3. インターネットを使う端末(ネットワーク)で個人情報扱わないことが原則。
4. パスワードを認証に使う場合は、強固なパスワードにする(弱いパスワードは×)
5. 運用しているシステムに対してセキュリティパッチを速やかに適用する。
6. 管理アカウントのログインにおける成功と失敗をログ監視で検知する。
7. ログイン機能へのブルートフォースを検知しロックする
8. 定期的に情報の露出の有無をパトロールする(グーグル、SHODAN等)
9. 運用しているシステムには定期的に脆弱性スキャンを行う
10. 文部科学省から提供されるセキュリティ関係情報(注意喚起、ソフトウェア脆弱性等)への対応
11. 新たな脅威情報に対する感度を高め、速やかに対応を開始する。

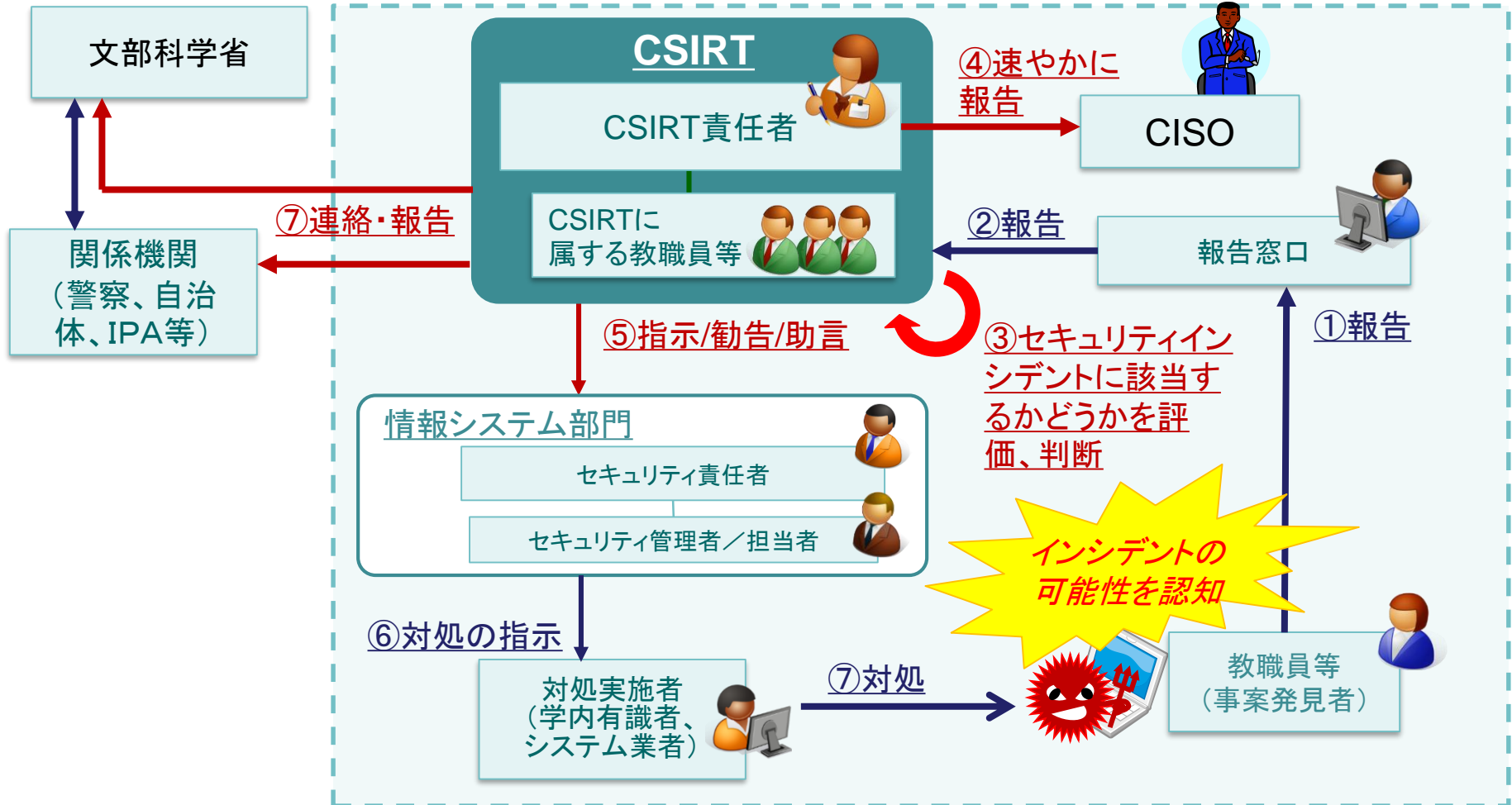
etc...

情報セキュリティインシデントの迅速な対応(1)

- ・インシデント発生時は、
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係
へご連絡ください。
03-5253-4111(代表)〔内線:2532・2533〕
- ・個人情報に関するインシデント発生時は、
個人情報保護委員会へもご連絡ください。
03-6457-9680(代表)

情報セキュリティインシデントの迅速な対応(2)

情報セキュリティインシデント対応の連携イメージ



H29衆議院選挙とH28参議院選挙の18歳・19歳の投票率及び期日前投票所数

18歳・19歳の投票率

○今回の衆院選における18歳・19歳の投票率は、18歳が50.74%、19歳が32.34%、これらをあわせた10代の投票率が41.51%となった。

	投票率（％）			（参考） 全体投票率
	18歳	19歳	計	
H29衆院選（小選挙区）	50.74%	32.34%	41.51%	53.68%
H28参院選（選挙区）	51.28%	42.30%	46.78%	54.70%
差 引	△0.54	△9.96	△5.27	△1.02

※H29衆院選の数値は、全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市区町村から計188投票区を抽出し、その平均を求めたもの。

※H28参院選の数値は全数調査によるもの。

期日前投票所数

○今回の衆院選における期日前投票所数は、5,346箇所であり、昨年の参院選に比べ38箇所増えて、国政選挙では、過去最多となった。

（単位：箇所）

	設置数	設置場所					
		大学等	高校	ショッピングセンター等	駅構内	市役所等	その他
H29衆院選	5,346	91	41	186	9	3,639	1,380
H28参院選	5,308	98	—	163	10	3,601	1,436
差 引	38	△7	(41)	23	△1	38	△56

※「大学等」とは、大学、短期大学及び高等専門学校をさす。

※「高校」はH29衆院選から調査を実施。

大学生等の投票率向上に係る取組

各大学等に対して、総務省と連携し、通知の発出や各種会議を通じ、以下を周知。

①キャンパス内の期日前投票所の設置

②学生への啓発活動

③住民票異動の必要性や不在者投票制度

- ・各大学の取組事例を示し、積極的な取組の検討を依頼(平成27年7月28日付け高等教育局長通知)
- ・「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ(義家副大臣主査)において、各大学における取組事例を再度周知(平成28年4月15日付け事務次官通知)
- ・参議院議員通常選挙に向けて、再度、積極的な取組の啓発を依頼(平成28年5月13日付け高等教育局長通知)
- ・住民票異動の必要性等について通知(平成28年3月29日、平成29年1月13日付け高等教育局長通知)

若者の投票率向上

例:各大学の取組

①キャンパス内に期日前投票所を設置

松山大学では松山市選挙管理委員会と連携し、平成25年7月の参議院選挙において、大学内(文京キャンパス)に全国初となる期日前投票所を設置。以降の選挙においても同様の取組を行い、若者の投票率向上に貢献。



②学生スタッフ「選挙コンシェルジュ」の活躍

松山市選挙管理委員会が、投票促進活動に「若者(大学生)の視点」を取り入れようと、市議会議員選挙を前にした平成26年2月に大学生スタッフ「選挙コンシェルジュ」を認定。主に若年層の投票率向上をめざし、選挙啓発に取り組んでいる。

【主な選挙コンシェルジュの活動】

- ・選挙CM作成(市内ストリートビジョン、選管公式HP及びFacebookでも放映)
- ・選挙公報をPRするための「選挙カフェ」の設置
- ・大学内での街頭啓発活動
- ・大学期日前投票所の設置補助
- ・上記の活動などを市選管facebookや自身のSNSで拡散



③オリエンテーションにおける住民票異動等の周知啓発

そのほか、各大学で以下のような取組を実施。

- ・新生オリエンテーションにおいて、選挙管理委員会と連携し、住民票の異動、投票方法等について説明。
- ・大学生が行う模擬投票を用いた出前授業